

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 自然保護課 | 整理番号 | 1-2 |
|-----------------------------|---|-------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 国立公園事業の執行の承認及び認可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 自然公園法第16条第3項 | | | |
| 許認可等の概要 | 国及び公共団体以外の者は、環境省令でさだめるところにより、県知事の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | 未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 国立公園事業取扱要領 第9 (平成22年4月1日付け環境省自然環境局通知) 内容は別紙のとおり | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 40日 | | | |
| 期間の制定根拠 | 自然公園許認可事務取扱要領(昭和56年3月20日付け 55自保第297号)部長通知 | | | |